平成 25 年度第 4 回茨木市立保育所の民営化に伴う移管先法人選考委員会(鮎川保育所)

議事要旨

- 1 日 時 平成 25 年 7 月 10 日 (水) 午後 3 時 10 分 ~ 5 時 20 分
- 2 場 所 社会福祉法人 〇〇〇〇会 〇〇〇〇園
- 3 出席者(順不同)
 - (1) 選考委員会委員

諏訪田委員、家田委員、小田委員、新野委員、吉村委員、松岡委員、 山本委員、赤土委員、楚和委員

- (2) 法人
 - ○○理事、○○総務長、○○事務局長、○○園長
- (2) 事務局

佐藤こども育成部長、中井保育幼稚園課長、小西保育幼稚園課参事、村田保育幼稚園課指導主事、中山保育幼稚園課職員

- 4 案 件
 - (1) 視察について
 - (2) 選考項目におけるヒアリングについて
- 5 発言要旨

委員長: ただ今より、鮎川保育所に係る第4回茨木市立保育所の民営化に伴う 移管先法人選考委員会を開催させていただきます。

> 本日は、「社会福祉法人 〇〇〇〇会」が運営されておられます、「〇〇〇〇園」の視察及びヒアリングを予定していますが、時間の関係で、 先にヒアリングを済ませて、子どもたちが起きて来られてから、施設の 視察をさせていただきたいと思います。

> また、本日は、お忙しいところ、視察及びヒアリングを受け入れていただき、誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

法 人: よろしくお願いいたします。

委員長: 委員の皆さま方も、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にあり

がとうございます。

早速ですが、本日の会議次第にしたがいまして、進めさせていただき たいと思います。

案件は、3 つございまして、最初は視察になっておりましたが、順番を変えまして、初めに、「(2) 選考項目におけるヒアリング」という議題に入らせていただきます。

ヒアリングについては、まず、応募法人の方から、3点お伺いすることになっております。

1点目は、保育に対する基本姿勢、2点目は、今回、民営化に応募された理由、3点目は、仮に、移管先になった場合ですけれども、民営化に伴う保育の充実に向けた法人の取り組む姿勢について、それぞれ5分程度を目安にしていただいて、最初の15分で法人のお考えを聞かせていただきたいと存じます。

その後、質疑応答という形で進ませていただきたいと思います。

それでは、3点について、よろしくお願いいたします。

法 人: それでは、次第にしたがいまして、法人の保育に対する基本姿勢についてから、お話させていただきます。

まず、私たちは、民間保育所としての役割を考えております。

1つには、児童福祉施設としての役割です。

茨木市との連携を図り、保護者の要望に応えられるよう、待機児童の 解消や、保育内容の更なる充実に努めます。

また、多様な要望にも応えられるように、特別保育の充実を、茨木市と連携して進めます。

既存の公立保育所ということで、まず、引き継ぐということは、十分に伺っておりますし、私たちのやりたい保育については、三者協議会の場で進めてくださいということも、条件としてしっかり伺っております。ただ、自分たちのやりたいことは目指していきますので、その役割は、今、申し上げたとおりです。

それから、子育て支援を行う施設の役割について、私たちが目指しているものに関しては、茨木市こども育成部保育幼稚園課や公立保育所との連携を図り、茨木市の子育て支援サービスの社会資源の1つとして、子どもたちの保護者に対する支援や、地域の子育て家庭に対する支援を行うことが私たちの役割と考えています。

また、保育に伴い、保育士は、乳児・幼児などの相談に応じ、助言を行うために必要な知識及び技能習得の維持・向上に努めます。

地域の子育て家庭に対して、子育て力の向上と、児童虐待防止の支援

活動も重要なことと受け止めております。それも併せて、私たちの役割と考えております。

次に、家庭支援や子育ち・子育て支援の方策として、保育の専門的機能を、地域に開かれた社会的資源として、今、4つの地域貢献事業を行っております。

1つは、園庭・プールなどの開放事業で、定期的に園庭・プールなどを開放して、地域の子育て家庭へ、安全な遊びの場として、様々な利用による異年齢児交流の場として取り組んでいます。

1つは、地域子育で向上事業として、保育所入所家庭及び地域の子育で家庭に対して、育児講座や親子教室を開催することで、地域の子育で力の向上を図ろうと考えております。

1つは、地域に対する子育で情報提供事業として、地域の子育で家庭に対して、様々な方法で、子育で情報を発信することで、育児支援が図れるのではないかと考えております。

もう1つは、地域の世代間交流事業を行っております。

地域の高齢者や異年齢の方々との交流会を催し、地域の子育て家庭との、地域における子育て支援の環境作りを図っていきたいと考えております。

地域子育て支援を行う活動を継続しながら、在宅児童の保護者からの相談や対応を、電話や面談によって行い、行政との連携を図り、私たちの持っている専門的な知識・技術などが地域住民のための社会資源となるよう、努力しております。

私たちは、「人として 尊厳と温かさ生きる喜びを大切に地域福祉活動に貢献します」と理念に掲げています。これは法人の理念です。保育理念は別にありますが、法人の理念として、そのように掲げております。

施設は、ご利用される方が主役であるという位置づけをしております。 そのご利用される方に対しては、真心込めた丁寧なサービスを提供する ということを、常々申し上げております。

そして、ご家族さまである保護者の方々や利用者の方との信頼による 絆を大切にしていきます。

また、職員は、一人一人の創造性を持って、積極的に施設の運営に参画することを、職員にも伝えています。

地域の皆さまに愛され、共に支えあうことができる施設を作ることを 目的としております。これが、私たちの理念です。そのために、私たち は、保育理念でも同じようなことを考えておりまして、どの法人も同じ ようなことではあるでしょうが、「子どもは豊かに伸びていく可能性を そのうちに秘めている。その子どもが現在を最もよくいき、望ましい未来を作りだす力の基礎を培うこと」が私たちの目的です。

そのため、一人一人の子どもを温かく受容し、子どもたちが安心感と信頼感を持って、活動できるようにすること、子どもたちそれぞれの発達段階を十分理解し、一人一人の特性を把握すること、様々な体験を通して、豊かな感性を育て、創造性の芽生えを培うこと、人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育むこと、健康・安全など生活に必要な、基本的な習慣や態度を養うことを玄関だとか、他の保育室を見ていただいたら分かるのですけれども、掲示をさせてもらいながら、職員にも伝え、それから、保護者の方の目に付くようなところに掲げています。そして、各年度の方針を決めて、その目標に向かってやっております。

平成 25 年度の方針としましては、子ども一人一人を大切にし、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園を目指します。「丈夫な体元気な子、明るく優しい素直な子、みんなと仲良く遊べる子」をみんなに伝え、それを目指しているところです。

移管させてもらう保育所での取組も、同じような形を目指しております。

現行、私たちは、行政との連携・調整を経て、役割も含めまして、効率的な保育所運営の推進を図ることを約束しております。それは、鮎川でも同じような形で考えております。

その中で、延長保育だとか、特別保育だとか、そういう保護者ニーズに合わせた対応を進めていきます。いきなり、私たちのやりたいことを、例えば、朝7時から夜20時まで、保育をさせてもらいますと言ったとしても、それがニーズに合っているのか、それから、地域の諸事情もございますでしょうから、そこは三者協議会の場で、徐々に進めていきたいと考えております。

私たちは、保育課程を踏まえて、全体的な保育計画を立て、乳児については、全体の年間、月案、個別の月案の保育指導計画を立てています。

幼児については、年間、月案、週案、日案の保育指導計画を立てて、 乳児についても幼児についても、発達過程の変化に気づく、柔軟な対応 を行っています。

保育計画の作成、指導計画には、園長・主任の視点を入れ、食育指導部分は、栄養士に関わらせ、施設全体としての関わりをしております。

また、異年齢交流の関わりから、0歳から100歳までの、幅広い異年齢交流をしています。その中で、様々なことを感じ、育んでいけるよう、

計画しています。これが、鮎川保育所で出来るかどうかというのも一つ の話ですけれども、そういうことを続けられたらと考えています。

以上が、私たちの基本姿勢です。

それから、私たちが応募した理由を、理事の方からお話させていただ きます。

法 人: 先ほど、ちょっと、お話させていただきましたように、理事長が、本日、公務のためにお休みをさせていただいていますので、私の方からお話しさせていただきたいと思います。

理事長は、地域社会の様々な困難事例に、遭遇しております。中でも、 少子高齢化の進みは、切実な事情として受け止め、自分にできることを 少しでも進めることが、私に関わり、支援していただいた方への恩返し と思い、10年前から社会福祉事業を営んでおります。

昨年、茨木市の喫緊の課題に、待機児童の解消があることを知りました。

私も、同じ立場で働きながら、保育園を利用させていただいた者として、お役に立ちたいと思う中で、昨年の茨木市立東幼稚園に係る保育所設置への参加及び本年度の茨木市立鮎川保育所民営化移管先法人応募に申し込んだ理由です。

また、私たちの法人は、「人として 尊厳と温かさ生きる喜びを大切 に地域福祉活動に貢献します」を理念に掲げています。

増え続けている待機児童、広がる子育て困難家庭支援の課題に対し、 茨木市や公立保育所との連携を取りながら、役割分担の意識を持ち、民間保育園としてのやるべきことを、独自の創意工夫と発想で、児童福祉 施設として、子育て支援を行う保育所として運営していきたいと思って おります。よろしくお願いいたします。

法 人: それでは、民営化に伴う保育の充実に向けた法人の取り組む姿勢をお 伝えします。

まず、「茨木市立保育所民営化基本方針実施要領」、「市立保育所の民営化に伴う合同保育・引継保育の実施について」を確認の上、私たちはこの計画を立てています。

まず、全体として、移管に伴う子どもたちや保護者に、保育の負担が 少なくなる工夫を行う目的で、合同保育・引継保育を行い、その運営に おいて、三者協議会において、ご意見を定期的に伺いながら、更なる保 育負担の少ない保育内容の課題を見つけ、改善を図ることが役割と考え ます。

また、定期的な協議会には、管理者以外に、法人側保育担当者、ここ

に出席しているメンバーですが、できるだけ参加させていただき、その中で、法人全体として取り組んでいこうと考えています。園長に任せるばかりではなく、法人としても考えていくという姿勢です。

私たちは、先ほども申し上げましたが、行政との連携・調整を経て、 効率的な保育所運営の推進を図ることと、延長保育や特別保育などの保 護者のニーズに合わせた保育という対応を、こちらではさせていただい ておりますので、同じようなことを引継ぎの中で探っていきたいと思っ ております。

また、家庭支援、子育ちの支援に関して、先ほど申し上げた、地域の 貢献事業を鮎川保育所でも行いますが、できれば移管して3年くらいを 目途に、そういうことができるようになりたいと考えております。

それから、入所児童とその保護者に対してですが、忙しい保護者が、 子育ての楽しさを実感できる取り組みを、児童との参加型保育の実施に て、継続していくことで、目指していきたいと考えております。

具体的には、保育の参加、保育の参観、個別の懇談会、子育でに関する講習などの機会に、児童の日常生活や児童同士の関わり方の姿勢を確認してもらい、捉え方や関わり方を話し合っていければと考えております。具体的な参加型の話し合いの中から、子育での楽しさや喜びの体験談から、子どもを愛おしいと感じる気持ちを引き出し、子育での楽しさや人権意識の向上、家庭の役割に気付くよう、働きかけを行い、必要な支援を個別に行っていこうと考えております。

親同士の繋がりを作る取り組みを、ここでも進めています。

1つには、保護者会を通じて、保育参加を促します。保育参加、それ 以外にも、参観などはありますけれども、ここでは、年4回くらい実施 しております。

それから、個別の懇談会が、年1~2回です。

子育てに関する講習会は、年 12 回程度、読み聞かせとか、体操、こちらが中心になっておりますけれども、それから、職員の教育の取り組み、職員の人権意識の向上を図るための園内研修を、昨年から始めております。

私たちの、今、ここの保育園でやらせてもらっている特別な保育として、延長保育などがありますが、まず、延長保育などに関しては、三者協議会の場で話をしながら、時間の延長をどれだけ図っていけるのかを進めていきたいと思っております。

一時預かり保育に関しても、同じようなことを考えております。 地域開放事業、学童保育とか、特別保育も、同じようなことを考えて おります。ただ、条件でありました、障害児の受け入れ保育、それから、 病後児保育に関しては、条件と考えておりますので、それは継続してい きたいと考えています。

多少、私たちがやりたい保育の中で、費用の掛かること、保護者負担になることもあるかと思いますので、そういうことに関しては、三者協議会の場で、しっかりとお話しさせていただきたいと思っております。

以上で、私たちが、民営化に伴う保育の充実に向けた法人の取り組む 姿勢として、お話をさせていただきました。以上でございます。

委員長: ありがとうございました。

通常ですと、このまま、ただ今のご説明に対する質疑応答に入りますけれども、先に、施設の視察をしていただいてからの方が、ただ今のご説明と併せて、質疑応答もしやすいと思いますので、先に見学をお願いできますでしょうか。

法 人: はい、それではご案内いたします。

各委員: 【施設の視察】

委員長: それでは、再開させていただきます。

案件「(1) 視察について」終了いたしました。

再開後は、案件「(2) 選考項目におけるヒアリングについて」という議題の後半部分からということになります。

施設の視察と、先ほどの法人からのご説明などに関連して、私ども委員としては、資料で配布されております「選考項目チェックシート」がございます。これが、審査の項目になりますけれども、この項目にできるだけ沿った形で、疑問の点や確認すべき点などがございましたら、順次、ご発言いただきたいと存じます。

A 委員: こちらのメリットとデメリットは、どのようなことがありますでしょうか。

法 人: 私たち職員の方は、色々な行事を行う際に、高齢者にもアナウンスさせていただき、月に1回は必ず交流をする。また、来ていただく、それから、園児たちが、おじいちゃんやおばあちゃんと交流するというスタイルをとっております。

私たちは、全然、不便性というところは、逆に、核家族となっておりますので、お家で高齢の方と交流するということは、なかなかございませんので、子どもたちは、とても楽しんでいるのですけれども、高齢の方々にとっては、少々、やかましいのではないかなと思ったりしておりましたが、最近は、この声で元気をいただけるという感想をいただいて、ちょっと、ホッとしているところです。

デメリットは、そんなに、声としては、まだ、無いところかなと思います。

B委員: 法人の基本理念のところで、お伺いしたいのです。

理念として、「人として 尊厳と温かさ生きる喜びを大切に地域福祉活動に貢献します」というところで、本当に大きな理念を掲げられているということは、社会福祉の理念としては、いいのかなと思うのですが、保育所として、どういう子どもに、私たちは、育てていきたいのか、どういうふうに保育所を運営していきたいとか、基本的な大きな体制はどうなのかなと、というのも、先ほど、報告を受けておりましたら、待機児童解消であるとか、それから、特別保育、ニーズに応えるということで、具体的なものは、地域に根差したということで、受入れようとされていると思うのですが、基本理念と言えば、一番、保育所として、時代も変わり、そういう中で、自分たちが、どういうビジョンを描いているのかをお聞きさせていただきたいと思いまして。

法 人: 資料の8ページ、そこに、私たちの保育理念を記載させていただいて います。

B委員: これは、保育理念ということで、豊かに伸びて行くなどはあるのです けど、法人としての大きな骨格というところで、もしあるのであれば、 教えていただきたいと思うのですが。

法 人: 1日の生活の流れにも沿ってくるかと思うのですが、基本的に子ども たちは活動します。ですので、動と静という保育のコンビネーションを、 どういった形で、生活の中で、職員たちは、日案や月案などに取り入れ ていくかということを、職員に、私どもから発信させていただいており ます。

朝、登園してきますと、まず、ご挨拶をしましょう。

お顔を見てご挨拶しましょう。

できれば、目もしっかり見ましょう。

基本的なところは、そういった形で、朝、スタートしましょうねというところを必ず、伝えております。

子どもだけではなく、保護者においても同じです。できれば、その次は、お名前も、声かけと同時に、出せていければいいかなというところで、 さんのママというよりも、 さんという形で、お母さんにお声かけさせていただいております。

子どもにおいては、「くん」、「ちゃん」、呼び捨てというのは、こちらの園では禁止させていただいておりますので、呼び捨てをせず、しっかりお名前を呼んで、「おはよう」、また、子どもから「おはよう」という

声かけをさせていただいて、朝スタートさせていただいています。

今、少しお伝えしたように、年間カリキュラムや日案や月案というところは、主担任が主となって、保育の方向性ですので、主任や園長に届を出してもらったものを、園の方向性と合っているかどうかは見せてもらって、修正するところは修正するという形をとっています。

先ほどの、朝のごあいさつのところなのですけれど、ここの園は、先ほど、高齢者のメリット、デメリットというところで、子どもの声をおじいちゃん、おばあちゃんにも聞かせていこう、ごあいさつをしよう、年中の4歳、年長の5歳のみですが、担任が連れて行って、子どもがごあいさつをします。

園の方の子どもたち、0歳から5歳までの6クラスは、園の放送マイクで、担任が引率して、マイクの傍まで行きまして、クラシックの朝の曲を流した後に、「おはようございます」という形で、放送させていただいて、今日は何月何日です、くもりです、お天気です、プールができるから楽しみだねという声かけをし、今日も元気に頑張りましょうというので、誰々というお名前も、子どもたちが言ってみよう、ちょっと緊張するのですけれども、最初は、声が出なかったりもするのですけど、2歳児でも、最近は、自分で自分のお名前を言えるようになってきました。というところで、それも、動と静をバランスよく組み込んでいければということで、子どもが、生活発表会になるまでに、急に2月では厳しかったりしますので、4月が導入であったりするのですが、1年かけて少しずつ、そういう体感をしていければと考えています。

先ほども申しましたように、地域から愛され、私たちも地域に参画していける、させていただけるような、地域に根差される保育、地域の方に、たくさん育んでいただいて、私たちも一杯、お勉強させていただき、今はどんな行事もお声かけさせていただき、また、園の方へも参画していただいて、交流をさせていただいているので、できることなら、鮎川の方でも、そういう方向があったらいいなと思いながら、温めていきたいと思っています。

子どもたちの、今度は、動の方の体力を、どういった形で育んでいくかというところなのですけど、できれば、日々重ね続けることで、法人の方針でもありますが、1回発信すれば、できるだけ持続しましょう、職員にも、そこを伝えています。

毎日、雨の日もお天気の日も、お天気の日は園庭で、雨の日はこのホールで、0歳から5歳まで、一緒に体操をさせていただいて体力強化、 先ほど、伝えました、年にあります参観の折も、保護者もご一緒に、こ こで体操をさせていただく、夏祭りの折は、保護者が前に並んでいただいて、保護者が体操する様子を、子どもたちに見せる。

また、生活発表会の折にも、そういう演目を1つ入れるという形で、 保護者と子どもと、いつも共有するという形の動と静を保護者へ、意図 的に、これはこうだよという保育の目線を、常々の日々の生活を示させ ていただきながら、お伝えしているというところで、4年目に至りなが ら、なんとか、保護者の方々も一緒に楽しくやっていただけているかな と思います。

先ほど、お伝えしました、平成 25 年度の方針というところが、一人一人の子どもの育み、子どもの成長、それはともあれ、ご家庭の育児の部分においては、保護者の方の育児にはかなわない訳ですので、私たちはほんの一部だけ、保育という保育士の目線でお手伝いをさせていただき、また、就労の支援ということで、安心してお仕事に行っていただければというところでさせていただいています。そういう方向で行っております。

C委員: 今、基本理念、保育の方についてのお話、その、法人としての考え方というか、その辺を、ちょっと、お聞きしたいということで、その前に、一つ、総務長というのと、事務局長というのは、法人の、保育園ではなく、法人の事務総括をされておられるということですか。

法 人: そうです、全施設です。

C委員: ここで保育をやろうというふうに考えられた、法人としての基本的な ところは、どんなところから、なられたのでしょうか。

法 人: 私たちの子どもも、保育園の方にお世話になったのですけども、その時にも、なかなか入園できなかったということもありましたし、そういう状況だということも、把握していました。

また、高齢の方も、園児も、なかなか入所できないという話を、結構、 色んなところから聞いておりまして、異年齢で、色々と交流することも すごく必要だなということを思っていまして、核家族というのが、すご く進んでいるという中で、そういう施設が出来ればいいかなと思うとこ ろもありまして、作らせていただいたのです。

C委員: そういう思いで、こちらの保育の方もやろうということでされているということでしたら、先ほどの話ですけど、法人としての、保育についての基本的な理念というのを、もっと、何か、出してもらった方がいいのかなという感じがするのですけど、さっきのお話だったら、保育の中での話に聞こえましたので。

法 人: 例えば、どういうことでしょうか。

C委員: 法人としての保育に懸ける想い。

法人の基本理念で、1行で書いてありますけれども、これの保育版というのは、まるっきり同じではないと思いますけれども。

法 人: 基本的には、同じだということで、理事長から私たちは言われています。その、ご利用者様という部分を、子どもたちと読み替えてくれていいですよと、理事もそうなのですけど、基本、法人の理念を保育園でも、これを継承してくださいと、しっかり、この意味を理解してくださいと、保育園でも同じ理念を掲げています。

ただ、保育に直接かかわる部分での保育理念というのは別にあるのですけども、法人全体として、私たちは、そこに書いていますように、「地域福祉活動に貢献します」と、明確に書いている訳でして、私が、職員指導の中で担当させてもらっているのですが、役割として、おらが村の保育園になりなさいということを、常々言っています。

それが一つのキーワードで、ずっと、伝えております。

同じ福祉であるとか、そういう単純な話ではなくって、年齢は0歳から100歳までと幅は広いですけれども、私たちが目指すところは、そこに書いてあるとおりです。

それが、今、おっしゃった答えになっているか、どうかは、ちょっと、 もう一つ、あれですけれど。明確にしているつもりです。

D委員: まず、5月12日に鮎川保育所の見学会があったと思うのでが、それには来られていませんし、応募されてからも、1度も鮎川保育所を見学されてないのですが、何故、見学に来られなかったのでしょうか。

法 人: 私たちは、施設内見学が終わったというふうに受け止めていました。 再度、見に行かせてくださいという話の思いは、その時点で消えていま して、もう一回、そのチャンスを下さいとは言ってないです。終わった 話だと受け止めてしまったのです。

D委員: 無理してでも、見たいとは思わなかったということですか。

法 人: そこは、そういうふうなことで言っている訳ではなくて、応募するのに、書類を作ったりするのに、時間的余裕が全くなかったのです。一週間か、10 日で、この書類を出さないと駄目だという、時間の制約があって、書類を出させてもらいました。

出した後に見に行って、中身が違うからという話もできないでしょうから、とりあえず、中身を見ないまま、私たちの計画はこうですよ、例えば、今、向こうの保育所で、どういう施設整備をされているのか、あるのは、ここにある図面だけです。その図面から読み取るだけしかなかったので、それはさせていただきました。

D委員: 見てからね、鮎川保育所は、築 50 年ですから、行って見て、ガタがきている、だから、やっぱり、ちょっと見て、やっぱり、応募を辞めますというのも手だと思うのです。

見てもない、実際に引継ぎました、ガタがきている、そしたらどうするつもりですか。

法 人: 外は、見に行きました。何回か。

D委員: ガタがきているのは中ですよ。機械的なものが、老朽化していると思うのですよ。

法 人: 例えば、空調機が破損していると、その状態が見に行けば分かっていたかも知れません。でも、私たちは、見に行く時間がなくて、この書類を整備するのに時間を費やしてしまったので、見に行けなかったのですけれども、仮に、空調機が壊れていたら、空調機は、修理するか、もしくは、新しく整備します。

D委員: 応募されたのが、締め切り以降で、延長されてからだと思います。そのときは、募集期間中の10日間には、応募する気はあったのですか。 5月1日から17日、そのときには、手を挙げられずに、さらに10日、延長された間のどこかで手を挙げておられます。募集期間中に手を挙げなかったので、時間がなかった訳ですね。

事務局: 募集要領で、期間を一定、設けて、その期間中に応募がなかったり、 1法人だけだった場合については、期間を延長しますとしており、その 後、市から法人に、意向を確認させていただいたりして、複数の法人に 応募していただく努力を、行政の方でさせていただくということで、当 該法人にも、東幼稚園の時に応募していただいていたという経緯があり ましたので、お声かけをさせていただきました。

今、法人が言っておられたように、その書類を作成するのに時間がなかったということで、施設見学には至ってないですけれども、もし、仮に、選考結果に基づいて、見ていただく機会、そういうところは、十分に確保していきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

D委員: それでは、現在、鮎川保育所で勤めている臨時職員やパート職員が、 移管後も残りたいと希望した場合、積極的に採用していただけますか。

法 人: そのつもりです。

D委員: その時、現在、臨時職員やパート職員が得ている時給を下げずに、採 用していただけますでしょうか。

法 人: それは無理です。

私たちの保育園に、他の職員も働いておりますから、その者と同じ処 遇にしないと、他の職員がもたなくなりますから、鮎川の方だけ特別に ということは、考えてないです。

ただ、この前も、そのお話をさせてもらったと思うのですが、公立保育所でお勤めになっている方の時給単価は、私たちから見ると非常に高いのです。高いという表現なのか、私たちが安いのかは、見方によって変わると思うのです。

そこで、収入の部分で補償をするとなると、時間を伸ばしてもらうとか、出勤日数を、少し、増やしてもらうとか、ということであれば、対応できるとは思うのですが、時給単価を同じにするということは、考えられないです。

D委員: 現在、保育士の年齢構成を教えてください。

法 人: 10 代の職員はいません。20 代の職員が13 人です。30 代の職員が4 人です。40 代の職員が1人、50 代の職員は0人、60 代の職員が1人で す。

D委員: 次に、応募関連書類の方です。

応募関連書類、インデックス3の1枚目の8行目、寄付金収入とありますが、これは、寄付金を徴収されているのですか。

法 人: これは、保育園ではなく他です。

D委員: 保育園の方では、徴収されてない。

法 人: はい。まだ、寄付金はいだいてないです。地域の方からも、保護者からもいただいていないです。

D委員: 今後は、そういうことがあるかも知れないですか。

法 人: それは、寄付金のことですから、いただけるのであれば、ありがたく 頂戴しますけれども。

D委員: くださいと言っている訳ではないですか。善意でいただくということですか。

法 人: それは、保護者の方々に対しての話ですか。

D委員: そうです。

法 人: うちはしてないです。

D委員: では、応募関連書類4ページ、一番下の、移管予定の保育所での取組で、「移管から3年以内に現行施設と同様の取り組みを行います。」と書いていますが、協定期間は5年間となっているのですが、それを待たずして3年以内に、現在の保育園の保育内容を行っていきますということですか。

法 人: ここで書いているのは、私たちが、現行段階の施設として、地域の方々に、どういうふうな形で、保育事業をしているかの問い掛けだと思いましたので、プールの開放事業だとかをやらせてもらうのは、三者協議会

の中でお話をさせてもらって、3年を目途に、何か、目標がないと、私も、ただ単にやりますということではいけないでしょうから、1つには、地域との関わりは3年を目途に、何とかしたいと思っています。

それ以外に特別保育は、5年以内にとか、それは、別に考えていますけれども。

D委員: 5年以内にとは、どこに出ていますか、全て3年以内となっていましたけれども、9ページにも、「指導計画を3年後をめどに」と書かれています。

法 人: あくまでも、目標だとお考えいただければ結構です。

D委員: では、とりあえず何かするときは、三者協議にかけていただけると。

法 人: そうです、それは条件として受け止めております。

D委員: 分かりました。

D委員: 次に、5ページの、移管予定の保育所での取組で、一時預かり保育や 病後児保育をしようと思っている、一時預かり保育は、多分、スペース の確保がなければ、一時預かり保育はできないと思うのですが、鮎川保 育所のどこを使ってやろうとしていますか。

法 人: 図面上で恐縮なのですが、私が見させてもらった時に、鮎川保育所の 方の、2階だったと思うのですけど、遊戯室があるのです。

これは、茨木市と、府の安心こども基金を使えるか、使えないか、色々と補助金の問題はあるにしても、その一部を、ニーズがあるということが前提なのですけど、例えば、私たち、今、こちらでさせてもらってますから、それと同じように、させてもらえますか、まずは枠がありますかと、枠があるとなれば、それは、三者協議の場で、このスペースを使って、ここを申請の場所として、一時預かりをさせてもらえますかという話はできると思います。枠がなければ、全く論外の話ですから、いくら目指してもできない訳です。

D委員: 枠があれば、ここのように、今、現在、ここの部屋を使って、一時保 育をされていますよね。

法 人: それは、ニーズがあればです。

D委員: ニーズがあれば、遊戯室を使って、やっていこうと。

法 人: それは、そういうふうに考えておりました。

場所としては、遊戯室が唯一できるところじゃないかなと、それが 5 人の定員なのか、10 人なのか、それは、ちょっと、分からないですけれど、ニーズがなければしません。

D委員: では、10 ページの年間行事で、年間行事を見ていただくと休園日が 多いのですが、協定期間中は、公立保育所の休みに基づいて、休園日を 設定していただけますでしょうか。

法 人: それが条件になっておりましたので、承知しております。

D委員: それは5年間。

法 人: 三者協議の場でご納得いただければ、別に1年でもいいというふうに受け止めているので、行事の内容を、しっかり、私たちの目的があって、例えば、3月31日にどうしても休園日を取りたいと、そのご理解がいただけるのであれば、いいかなと思いますし、ご理解いただけなければ、できないですね。

D委員: 5年間は、その度に、三者協議会にのせていただいて、休園日の設置 を協議するということですか。

法 人: 基本的には、色々な節目というのが、通常保育をしながら、色々なことをやるのが難しいというのを感じているので、例えば、夏場の協力だとか、年度末のときの、3月31日に1日だけ、協力休園を申し入れるのは、ありかと思っています。

それがお休みというふうに受け止められるのだったら、そうなのです けど、現実に、模様替えしたりする時間は、必要かなと思っています。

D委員: でも、公立保育所には、そういうのは。

法 人: ですから、条件は、承知しています。

D委員: では、5年を超えると協定期間ではなくなるので、今、現在のような 休園日が、保護者の理解を得ずに、設置されていく、そうではない。

法 人: 保護者に説明をさせていただきます。

D委員: それでは、次に、11 ページ以降になりますが、「現行施設と同様の取り組みを行います。」と書かれておりますが、現行施設とは、法人の保育園のことを指しておられますか。

法 人: そうです。ここで書かれているのは、人権の話であると承知しております。

D委員: それは、11 ページだけではなく、20 ページ、27 ~ 29 ページ、32 ~ 33 ページ、36 ページに書かれているので、その全てが法人の保育園のことを指しておられますか。

法 人: 現行という表現は、鮎川ではなく、この保育園のことです。

ただ、昨日、読み直していまして、今頃、訂正がありなのですかと言われるところはあるのですけれど、ちょっと、訂正を事前にさせていただきたいのですけれど、子どもたちの定期健診がありましたよね、そこは、現行と鮎川保育所の内容が、だいぶ違っていたので、鮎川保育所で、今、やられている、例えば、歯科、内科、耳鼻科がございましたけれども、その現行という表現は、鮎川保育所と同じというふうに受け止めて

いただいて、これは、市からの条件です。

いわゆる耳鼻科だとか、私たちがやっていない部分がありますよね。 そこは、必ずやってくださいということは、当初から伺っておりました。 それを、入力するときに、現行と入力してしまったので、そこは、ちょ っと、訂正させていただきたい。

ここは、内科と歯科しか、やっていませんが、鮎川保育所は耳鼻科も やっておられるので、それは、同じようにやってくださいというのは、 条件と受け止めていますから、やらせてもらいます。

D委員: ただ、5年を超えると、現在の保育園でやっているように、3つ、4 つくらい、公立保育所でやっている検診よりは少ないですよね。

法 人: それも、その中で考えさせてもらったらいいと思います。

5年間で、やっていることの意味があって、それで、費用的な効果も含めて、必要だと思えば継続させてもらいますし、5年経って、色々やらせてもらいましたけれども、費用の効果はないし、例えば、私たちの役割と違いますと感じれば、その時点で、また、お話しをさせてもらいます。

D委員: では、次、13 ページ以降の、感染症マニュアルの4ページに、箸・ 箸箱とありますが、箸・箸箱は児童が毎日持ってくる持ち物なのでしょ うか。ここでは、提供せず、子どもが持ってくる、お箸と箸箱は。

法 人: はい、持ってきております。

D委員: おやつの方を見せていただいたのですが、見学の際に、手で持てるお やつは、お箸やスプーンはいりませんと言っていましたが、それは、お やつのときに、ゼリーであったり、そういうときは。

法 人: 保育園のスプーンがあります。

D委員: あと、感染症マニュアルの7ページに、園の連絡体制で、「クラス担任 主坦 主任 園長」となっていますが、公立では、何かあったときに、担任がそのまま所長に連絡する体制になっていますが、2人を介してからでないと園長にたどり着かないのは、何故でしょうか。

法 人: その要件によります。迅速にやらなければならない場合もありますので、ほぼ私(園長)か、主任がダイレクトに、連絡を受けるという体制になっております。

D委員: では、次に、応募関連書類 15 ページの検食ですが、検食は、保育士となっておりますが、園長ではないのですか。

法 人: 私(園長)が、常時おりましたら。

D委員: 常時、おられないのですか。週に何日くらい園にいらっしゃるのでしょうか。

法 人: 園の中におりましても、ご存知かと思いますが、検食の時間があり、 その時間帯に、私(園長)が、公務だったり、園の方の会議をやってい たら、時間がずれてしまっては検食とはならないので、私(園)長は省 いているのです。

D委員: じゃ、ほとんど園にはいらっしゃらない。

法 人: いる、いないではなくって、検食の時間に、私(園長)が検食をできないから、やらないということです。

D委員: 検食の時間にいないことが多いということですね。

法 人: できないからです。いないとできないは違うと思います。 ここで、会議をするのです。公務は、園長会とかですから、外ですか ら、その時は検食ができないという話はあるのです。

D委員: 園長会は、そんなに頻繁にあるものですか。

法 人: 例えばの話です。会議などはここでしているので、検食のために会議 の時間を設定するという、そこまではしてないので。

D委員: 会議は頻繁にあるのですよね。一週間に3回も4回もあるから、検食ができないということですか。

法 人: そんなには、ないです。 それは極端な話だと思います。

D委員: 週に1回会議があって、検食できず、週に5回は検食できるのであれば、園長と書けばいいけれども、ここにあえて、保育士と書いているところを見ると、ほとんど、お昼のときに、いてらっしゃらないから、検食ができないということですよね。

法 人: そういう理解ではなく、私(園長)は、園の中におりますが、基本的に、保育士にやっていただきたいのです。私(園長)も、現場に入っていますので、実食しますので、その視点で、保育士が、0歳から5歳までの先生たちが検食してもらって実食してもらえば、つぶさに、その意見というのが、園長の方に反映されるという、そのための検食ですよね。私(園長)が検食して、保育士に伝えていくという条件よりは。

D委員: それでは、検食は、0歳から5歳の子どもが食べる前に、担任の先生 たちが先に食べるのですか。

法 人: はい、そこは、きちっとしています。

D委員: では、その下の衛生管理自主点検なのですが、「必要頻度をあらかじめ決め、項目ごとに点検を行っています。」となっていますが、必要頻度とは、どれくらいの頻度(間隔)のことを言っておられますか。

法 人: 今、ご利用いただけたかと思いますが、お手洗いの中に、職員トイレ の中にも、チェック表というものを入れさせていただいています。あの チェック表は、かなりの日数がございます。ですけど、各保育室の方は、 あれだけの日数でチェック表を管理していくというのは無理がありま すので、日々となります。

廊下の右側にありました調乳室のところも、日々のチェック表になっております。できるだけチェック表は、その部署ごとに、誰でも見られるように、どういう項目が衛生管理となっているかなというのは、できるだけフルオープンにしていますので、開示しています。

ですから、部署、部署によって、日数であったり、時間であったり、 また、項目であったりは、ちょっと、全部、一緒とはならないため、こ ういう表現にしています。

D委員: 誰が管理するとかは、なっていない。

法 人: 管理者の名前も入っています。

D委員: その下の、検便実施状況なのですが、「園長・主任保育士・保育士・ 栄養士・調理補助」となっておりますが、この検便の間隔は。

法 人: 保育士は月1回、補助も月1回、給食室は月2回です。

委員長: 時間も限られておりますので、他の委員から質問があれば、先に質問していただいて、重要な質問が残っていた場合には、他の委員や法人にお諮りして、時間を延ばすかどうかを決めさせていただきますので、他の委員から、残りの時間で、ご質問がございましたら、お願いしたいと思います。

E 委員: 経営基盤の件につきまして、どなたにご質問させていただけばよろしいでしょうか。

法 人: 私がお答えできる範囲で、お答えさせていただきます。

E 委員: まず、事務費の業務委託費、貴法人がやっておられる利用者に対する 健康、検診、これらを考えまして、これは、どういうお考えで、まず、 どういう基準で運営されておられるのか。

法 人: では、お答えいたしますね。

まず、私たちは、看護師を当初考えていたのですけれど、なかなか見つからなくて、診療所があれば、看護師の募集ができましたので、医師と看護師を配置しています。併設しております法人の診療所の診療科目に、内科と小児科を届出しました。

ドクターも、その両方が分かる、在宅医療の先生に、医師会を通じて、 ご紹介をいただいて、確保しています。

医師の確保というのは、大変、難しいです。

私たちなりに、診療所の医師の確保を、一日も空けることなしに、続けております。

その医師が、常におる訳ではなくて、週4回くらいしか来てもらってないのですけれど、その間、子どもたち、それから、職員の体調管理で、子どもたちに何かあったときに、相談できるという体制をとっています。

E 委員: 研修費用ですが、どういう研修をなさって、講師は、どういう方がお 勤めになって、どれくらいの頻度でおやりになったのでしょうか。

法 人: 研修費の話ですけども、職員研修で年に6回、リスクマネージメントだとか、それから、虐待防止の活動だとか、それ以外に、法人の内部での職員研修も含めてさせていただいています。

それと、日々の職員指導、園長1人では、ちょっと大変ですから、職員の指導で、働き方であるとか、そういう部分の指導についても、23年度から実施しています。

E 委員: それと、もう一点、最後です。 水道光熱費です。

ここの施設の特性から、定員按分でされていると。

法 人: そうです。

E 委員: 基本的な考え方として、基本的には、床面積按分かなと、保育事業の 方で、光熱費の負担が多くなっていると思うのです。

法 人: フル空調しています。

鮎川保育所はね、電気も水も、それからガスも、単独で引きますよね。 私たちが、そこを見れば、例えば、この定員 90 名の保育の光熱費と いうのが、比率でどのくらいっていうのが見えてきますよね。そこで、 また、少し、工夫をすればいいかなと思うのです。

今日、E委員のご意見を伺って、光熱水費の負担が多くなっているとのご指摘を伺ったので、その比率を、どこか比較できるものとさせてもらうつもりです。

E委員: 分かりました。

委員長: 5時までが予定でございましたが、少し、超過している状態です。 他の委員からも、まだ、ご質問があるように見受けられます。

> 委員の中で、次のご予定とかがなく、かつ、法人の方でも、少し時間 を延長することが可能であれば、時間を延長させていただきたいと考え ておりますが、いかがでしょうか。

法 人: すみません、どれくらいのお時間をご希望されてらっしゃいますか。 委員長: あと、10分くらいでしょうか。事実だけを確認するご質問にしていただいて、その他は、第6回の委員会で、それについての評価の議論をいたします。事実関係の確認ということに限らせていただいて、5時20分までとさせていただいてよろしいでしょうか。 法 人: はい。

委員長: 各委員は、よろしいでしょうか。

各委員: 異議なし。

委員長: それでは、各委員からご質問をどうぞ。

F委員: 応募されるときに、時間がなくて来られなかったとおっしゃっておられていたのですけれど、B法人の中で、誰か一人だけでも、鮎川保育所の中まで、見られた方というのは、いらっしゃいますか。

法 人: 今回は、誰もいません。外は、見させていただいています。

F委員: 3年を目途に三者会議にかけてという感じのことを、おっしゃっていて、制服とか、特別徴収の費用とか、そういうのも、協定期間中であっても、三者協議で協議にかけて、全部、そこら辺も変えていく可能性があるということになるのですか。

法 人: ご了解を得られるのであれば、変えていきたいということです。

F委員: ありがとうございます。それだけです。

E委員: こちらでは、保育の研修で、フレーベルシュタイナー研修をうけているそうなのですが、それは、障害児のみなのか、保育園全体が、そのフレーベルシュタイナー研修を取り入れているのですか。

法 人: 基本、そのマニュアルは、障害児です。

E委員: 障害児だけですか。

法 人: はい。

G委員: 移管が決まりました予定の職員、名簿を付けていただいているのですが、まず、年齢が入っていないということと、それから具体的に、施設長の予定者、具体的に、もう、どなたというのが決まっているのかということ、まず、それを教えていただきたいです。

法 人: 施設長については、確定はしていません。ただ、予定をしている者は います。

G委員: あと、年齢を、ざっと、入りませんか。ちょっと、バランスを教えて いただきたい。

法 人: ちょっと、申し上げられないです、そこまで。ただ、今、ここに書いています施設長5年の経験者と、それから、主任の経験者は、大体、具体的には見ています。

G委員: お幾つの方ですか。

法 人: 今、この子は、30代です。主任先生。施設長予定者というか、60代 です。

G委員: ありがとうございます。 それと、もう一点、その次の頁、36 頁になりますけれども、募集・ 採用のことなのですが、募集の方法について、書いてないのですけれど も。

法 人: 今、私たちが職員募集をかけるときに、ハローワーク、一般的なディースターとか、そういう一般紙の募集をかけるのと、学校回りをさせてもらっています。大学と専門学校、私が担当で、回らせてもらっていまして、もし、ご縁があって、させていただけるようになりましたら、もう一度、今年度は、回ってしまったのですけど、新規という形で回るという手はあります。

それと、ここもそうなのですけど、今のところ、近畿であれば、関東のように、保育士の人材確保が難しいところまでは、まだ、行ってないので、なんとか、私たちなりには、確保できるというふうに思っております。

G委員: ありがとうございました。

H委員: 職員採用の確認なのですけど、鮎川保育所に、色々な職員がいます。 仮に、その職員が、移って来たときに、時給の保証できないと、その上 に立っての話なのですけど、例えば、色々な職員がいまして、経験年数 もある職員もたくさんいると思うのですね、そういうことも考慮されな いということですか。

法 人: しない訳にいかないと思うのは、条件がきついのですよ。

4年以上の勤務経験のある保育士が、何分の1とか、全部、パーセンテージが謳われていますので、5年目の職員、仮に、全員、連れて行けばいいのですけど、そんなことは不可能ですから、何人か連れて行くにしても、現場で、今、働かれている方を確保した方が安心なのでね。

H委員: バランスは、あると思うのですけど、お聞きしたいのは、経験年数を 勘案されますかということなのです。

法 人: そこは、加味という表現になるのですけど。

H委員: 職員の採用の手立て、ハローワークということで、先ほど、その話も 出たのですけど、その時に、どういう職員を採用というか、面接をされ ると思うのですけれど、どんな視点で採用されるのか、その視点をちょ っと教えてほしいと思います。

加えて、その職員を採用いたしました、その後、どういう職員を育成していけばいいのか、先ほど、お話もあったのですけど、ここで働いている職員が、どういう職員の育成をめざしておられるのか、その辺を聞きたいのです。

法 人: 採用基準ですけれども、一つは、実技があります。これは、園長先生 が、どうしても、それだけはということで、ピアノの実技を受けてもら います。それから、簡単な筆記試験があります。それから、作文があります。それが一つの基準です。そこに達するか、達しないかによって、 採用する、しないの振り分けができます。

二つ目は、面接です。そこは、今からの思いだと思うので、園長先生、お願いします。

法 人: まず、保育が好きであること、楽しく保育をしていただける方となりましたら、元気で明るい方、あたり前のことなのですけど、そこは、必ず、お伝えしています。先ほどから、幾度か出ております内容で、0歳から100歳までの交流を、ここは行っておりますので、本当に、命の大切さというのをつぶさに感じられる施設であると、思っておりますので、「どうしたら、その大切さが感じられるかという保育を目指し、また、今も行っております」というところでの項目が、少し、具体的になっていきますと、就労支援をさせていただきますので、それが、寄り添い、出来るのかなと、保護者が安心して、就労していただけるかなというところに、職員構成、職員育成という形をとらせてもらっています。

子ども一人ひとりの、発達、成長っていうところをしっかりとカリキュラムの中に、無理なく、月齢もあります、環境もあります、家庭の状態もありますので、そこも、しっかり、加味される職員であるように。

H委員: その辺は、お話が長くなってしまうので、申し訳ないですが、ある程度、項目を持っておられて、具体的に質問され、それは、把握できるという自信もおありだということですね。

法 人: はい。

H委員: 分かりました。あと一点だけなのですけど、一番、冒頭の話の中にあったのですけれど、やりたい保育をしたいと、それは、三者協議の中で、協力して、合意が得られたら、やりたい保育をしたいと、最初、おっしゃられたと思うのです。

何がやりたい保育なのか、そこだけ、最後、教えてもらえますか。 どういうところを目指しておられるのか。

法 人: 月並みで、うまく言葉を飾れないですけれども、ちょっと、表現が悪いかも分かりませんけれども、当たり前のことが当たり前に出来る。

園児に、例えば、先ほど、園長が細かい話、朝は、「おはようごさいます」、目を見てお話をしましょうとか、人と話をするときは、聞く体制とか、ちょっと、細かい話が出来ませんけれども、きちんとした礼儀正しいといいますか、日本人として、当たり前のことができる園児に育っていただけるように、キーパーソンといいますか、保護者の方と。

E委員: やりたい保育をするので、保護者に対して、費用が少々、かさみます

と言っていたので、そのやりたい保育とは、一体、何なのかという部分 だと思います。

法 人: 特別保育のことでしょうか。 E委員: いや、言っておられたので。 H委員: 特別保育も入るのですか。

法 人: はい。

法 人: ここでのイメージが、強かったのかも知れませんけれども、子どもたちが、英会話に親しむようなこともしていますし、それが、今、言っている話の延長線上だと思うのですけど、そこには、若干の費用負担もかかるので、先ほど、おっしゃっていただいたように、処遇改善もしっかりしていきますけれども、その中で、若干、費用が発生する場合もありますよという程度のことだと受け止めていただければと思います。

E委員: やりたい保育は、英会話であったり、サッカーであったり。

法 人: そればっかりじゃないですよ。そこは、ちょっと、違うと思います。 そういうことがしたいために、言っている訳ではないですよ。そこは、 ちょっと、誤解のないようにしてください。それは、ほんの一部の話だ と思います。

委員長: まだ、意を尽くせない話が、委員の方にも、法人の方にも、あるかも 知れませんけれども、お約束の時間でございますので、ヒアリングは、 これで、終了させていただきたいと思います。

> 委員の皆さまも、ご熱心にご発言いただき、ありがとうございます。 法人も、細かくお答えいただきまして、誠に、ありがとうございました。

> 本来ですと、法人に、ご退席いただいて、委員会としての意見交換の機会も必要なのですけど、本日は、時間の余裕がございませんので、第6回目の最終的な評価をする会合の際に、その点、冒頭に時間を取りたいと思います。本日は、割愛させていただきます。

案件の(3)で、その他というのがございますけれども、事務局の方から、連絡事項がありましたらお願いいたします。

事務局: 事務局の方から、連絡をさせていただきます。

本日は、平日のお忙しい中、お時間をいただきまして、ありがとうございます。委員の皆さまにも、活発なご審議をいただきまして、誠に、ありがとうございました。

次回ですけれども、既に、ご案内をさせていただいております、もう 1法人の視察及びヒアリングさせていただきたいと思います。日時の方 は、7月16日(火)、午前9時30分からということになっていますの で、また、ご集合の方は、午前9時に、本日、お集まりいただいた人工 台地のところに、ご参集の方、よろしくお願いしたいと思います。事務 局の方からは、以上です。

委員長: ありがとうございました。

これで、本日の委員会を終了させていただきます。時間の配分が、う まくいかなかった点、お詫び申し上げます。

大変、申し訳ございませんでした。